

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

令和 6 年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令等の改正に伴い、通算退職年金の額の算定に係る規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市職員退職年金条例の一部を改正する条例

日立市職員退職年金条例（昭和３７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２８条第２項第２号中「１．３１３」を「１．３３８」に、「１．０４３」を「１．０６３」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日立市職員退職年金条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 通算退職年金の額の算定に用いる率を改め、年金額を1.9%引き上げることとした。